

戦没者の遺骨収集に関する有識者会議

令和5年度第1回議事録

厚生労働省社会・援護局援護企画課

○中村課長補佐 それでは、定刻となりましたので、令和5年度第1回「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます、社会援護局援護企画課の中村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

冒頭、厚生労働省事務局の朝川局長から御挨拶申し上げます。

○朝川社会・援護局長 本日は御多忙のところ、戦没者の遺骨収集に関する有識者会議に御参集いただきましてありがとうございます。

社会・援護局長の朝川と申します。

7月4日付で、川又の後任としまして社会・援護局長を拝命いたしました。何とぞよろしくお願いたします。

本日の会議の開始にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

令和4年度の戦没者の遺骨収集事業につきましては、国内外の新型コロナウイルス感染症の状況等を見極めながら、可能な範囲で実施してまいりましたが、今年度に入り、WHOによる「PHEIC(国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態)」や外務省の「感染症危機情報」が解除されましたことから、国内はもとより、海外での遺骨収集事業につきましても順次再開し、計画的に実施しているところでございます。

さらに、先の通常国会で「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の一部を改正する法律」が議員立法として成立いたしました。概要は後ほど担当から御報告いたしますが、この改正を受け、現在、政府において「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」の見直しを行っているところでございます。

引き続き、ロシア・ウクライナ情勢など海外情勢を注視しながら、延長後の集中実施期間で可能な限り多くの御遺骨を収容できるよう、計画的に事業を推進してまいります。

本日の会議では、戦没者遺骨収集事業及び戦没者遺骨鑑定の取組状況等について御議論いただくこととしております。皆様から忌憚のない御意見を頂戴できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○中村課長補佐 ありがとうございます。

本日は全ての構成員、オブザーバーの方に御出席いただいております。

事務局の出席者につきましては、座席図のとおりでございますが、令和5年4月及び7月に人事異動がありまして、幹部に変更がございましたので、御報告させていただきます。

先ほど御挨拶いたしました、朝川社会・援護局長です。

泉大臣官房審議官は今回からとなるのですけれども、浅見事業課長とともに公務都合により遅れての参加になりますので、御了承ください。

続きまして、乗越援護企画課長、星野事業推進室長、飯郷戦没者遺骨鑑定調整官、野口戦没者遺骨調査室長です。

それでは、大変恐縮ではございますが、報道関係者の皆様、撮影はこれ以後御遠慮いただきますようお願いいたします。

(カメラ退室)

○中村課長補佐 なお、会議資料につきましては本日、議事録につきましては後日、厚生労働省のホームページに公表いたします。

議題に移ります前に、初めに資料の確認をお願いいたします。机上に配付させていただいていますが、議事次第、出席者名簿、座席図、資料1「戦没者の遺骨収集事業の取組状況について」、資料2「戦没者の遺骨鑑定の取組状況について」、資料3「令和5年度予算について」、参考資料1「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の一部を改正する法律概要」、参考資料2「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」見直し(案)、参考資料3といたしまして、令和5年5月版の「遺骨収集事業の概要」と「戦没者慰霊事業の概要」の2種類のパンフレットを配付しております。

会議の資料は以上となりますが、今回、黒沢構成員から7月8日付の東京新聞の記事の配付の御依頼がございましたので、参考までに配付させていただいております。

資料の配付漏れ等がございましたら、事務局までお申し出いただければと思いますが、大丈夫でしょうか。

それでは、犬伏座長、進行をよろしくをお願いいたします。

○犬伏座長 犬伏です。お暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の議題は、議事次第にもありますとおり、(1)戦没者の遺骨収集事業の取組状況について、(2)戦没者の遺骨鑑定の取組状況について、(3)令和5年度予算についてとなっております。これから順次御議論いただくことになっております。

本会議の進め方ですけれども、まずは資料の説明を事務局からお願いしたいと思います。その後、各構成員やオブザーバーの方々から御意見、御質問をいただくということで進めさせていただきたいと思います。なお、御質問が複数にわたる場合は、できるだけ事務局が直接お答えできますように1つずつお願いしたいと思います。

それでは、資料1の御説明を事務局よりお願いしたいと思います。

○堀内事業推進室室長補佐 事務局の堀内です。

資料1の説明から入りたいと思います。遺骨収集事業の取組状況につきまして、前回の会議時からの変更点などを中心に説明したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1ページをお開きください。一番上の四角の枠内「概要」でございますが、前回の会議のときには時点が令和5年1月末現在のものでしたが、時点を3末日現在ということで更新をしております。収容遺骨概数や未収容の遺骨概数の数字については、変動は特にございませぬ。

変更を加えている箇所は、下の四角の枠内「これまでの遺骨収集事業の推移」と書かれ

ているところの一番右側の「平成28年～」と書かれた枠内のところを御覧いただけたらと思います。この四角の枠内で新たに追記した点が、2ポツ目のところ、令和5年6月の法改正によって遺骨収集推進施策の集中実施期間を令和11年度まで延長することとなりましたが、この点につきまして追記を行っております。こちらの細部の説明は後ほど別の職員から説明することとしておりますので、次のページの説明に移りたいと思います。

2ページ目でございます。こちらも時点が1月末から3月末日時点ということで変更しております、数字に変動はございません。

次の3ページを御覧ください。このページは、過去5年間の遺骨の収容数について記載しております。前回の会議におきまして、令和4年12月末日時点の数字を掲載しております。今回掲載している数は、令和4年度末の合計となります。

収容した地域は、ここに書いてございます地域になります。令和4年度の収容等の実績につきましては、資料の右側の下に合計数で書いてございます。227柱相当の検体を送還して、121柱の御遺骨を送還しております。

地域の内訳としましては、まず左側の一番上から見ますと、旧ソ連地域。これはカザフスタン共和国からの収容となっております。その下の「南方等」と書かれているところ、国内では硫黄島、沖縄において収容を行っております。その下、「中部太平洋」ということで、これはパラオ諸島からの収容となります。それから、一番下の東部ニューギニア、右側に移りましてビスマーク・ソロモン諸島。こちらはニュージーランドの戦争博物館から受領したものでございます。それからインドということで、これらの地域の収容を行っております。

続いて、4ページを御覧ください。この資料は、今後の遺骨収集実施方針について書かれている資料になってございます。主に変更点を追記した場所が、資料の上から3ポツ目のところでございます。推進法改正法が可決・成立したことを追記しております。後ほど別の職員から御説明いたしますので、このページの説明は省略させていただきます。

続いて、5ページを御覧ください。まず、一番上の枠、各国の入国制限の状況でございます。時点は令和5年5月8日時点となります。まず、遺骨収集の対象国におけます外務省における感染症危険情報についてですが、5月5日付でございますけれども、WHOが新型コロナウイルス感染症を「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」から解除いたしました。それを受けまして、5月8日付で全世界に発出している、十分注意してくださいというレベル1が解除されました。したがって、遺骨収集の対象国で今年度派遣予定の地域におきましては、感染症の危険情報が発出されているところはありません。

ただし、一方、海外の危険情報というものがございます。地域によってレベル1、レベル2、また、レベル3については渡航中止勧告になりますが、こういった情報が発出されております。現在においてですけれども、ロシアとミャンマーの一部などがレベル3となっているということでございます。

次に、真ん中の四角の「令和4年度の派遣実績」について説明をしたいと思います。一

番上の丸、硫黄島について書いてございます。令和4年度は調査を21回行っております。実はこれは当初の予定よりも2回ほど減ってしまいましたが、実施できなかった理由としては、2回とも自衛隊の基地訓練によるものとなっております。

それから、硫黄島の遺骨収集につきましては、1回目の派遣を7月に行いましたが、そのときには新型コロナ陽性者が出た関係で日程を短縮しております。その後、2回から3回、4回と派遣を行いましたが、これについては予定どおりの派遣期間での遺骨収集を行っております。4回の派遣の結果、75柱相当の御遺骨を収容いたしました。

次に、沖縄について、国において調査を1回、また、沖縄県において遺骨収集を実施しております。結果、46柱を収容しております。ここに※印が書いてございますが、収容した遺骨が古墓由来かどうかを確認中でございますので、この数値については暫定値となっております。

次に、海外における現地調査でございます。令和4年度は、ここに記載されている地域の調査を30回行いまして、遺骨の有無を確認いたしました。海外の遺骨収集につきましては、ここに記載した地域の収容を計8回行って、その結果、106柱相当の検体を採取して、日本に送還しております。

次に、海外資料調査派遣の実施状況となります。この派遣は、米国にある海軍設営隊資料館において機密指定解除となりました日本人戦没者の埋葬等に関する資料を取得するという目的により実施したものでございます。調査は令和4年10月と5年の1月の2回に分けて実施しております。その結果、84枚の資料を取得したところでございまして、現在、遺骨収集につながる有効な情報がないか、確認を行っているところです。

次に、遺骨収集の実施に向けた相手国との協議を行っております。具体的にはインド共和国政府、インドネシア共和国政府、カザフスタン共和国政府及びソロモン諸島の政府に対してですが、新たな遺骨収容及び遺骨鑑定のプロセスについて説明をして、了承を得たところです。

なお、パラオ共和国政府とは改定協力覚書を取り交わしまして、また、インドネシア政府とは、相手国と取り交わしている遺骨収集の協定の延長についての書簡の取り交わしを行いました。

次に、一番下の囲みの5年度の取組のところを御覧ください。海外派遣については、海外危険情報などの現地情勢を踏まえながら、ここに記載した地域の派遣を計画的に行うこととしております。国内の硫黄島、沖縄についても同様に事業を実施することとしております。

ページが飛びますが、資料の22ページから28ページにかけて、令和5年度の実施計画について掲載しております。こちらの計画でございますが、これは本年3月時点の状況となっております。現時点の実施状況としましては、先ほどお話しした海外危険情報でレベル3の危険情報が含まれているロシアとミャンマーを除いて、おおむね計画に基づいて順次派遣を行っているところでございます。

個々の地域における派遣の実施状況については、後ほどの資料をもって説明したいと思います。

続いて、6ページは、硫黄島の取組状況についてまとめた資料になってございます。4年度の収容の状況などは先ほど御説明いたしましたので、この資料については省略させていただきます。

続いて、7ページは、沖縄の収容の取組状況をまとめた資料になってございます。沖縄におきましては、戦後間もなく沖縄の人々の手によって県民の運動として遺骨収集が行われて、多くの御遺骨が収容されてきております。こうした歴史的な経緯から、国と沖縄県で役割を分担しまして、沖縄県は県民等からの情報によって地表付近で発見された御遺骨、ボランティアの活用も含めた遺骨収集を行ってきております。

一方、国においては重機を使って掘削が必要な大規模地下壕などの遺骨収集を実施しているところです。令和4年度の取組が下のほうに書いてございますが、厚生労働省において本年3月に現地調査を行っております。これは1月に沖縄県から要請があったものでございまして、2つの壕に係る調査を行っております。一つが豊見城市にある旧海軍司令部壕、もう一つが伊江村の埋没壕となっております。この2つの現地調査の結果・状況につきまして、少し御説明をしたいと思います。

まず、1つ目の旧海軍司令部壕につきましては、古い話になるのですが、昭和52年度に国において遺骨収集を行っております。それ以前も戦友や遺族団体の方が4回ほど遺骨収集を行っているところでございます。直近におきましては、令和3年度でございすけれども、御遺族からの要望がありまして、沖縄県の戦没者遺骨収集情報センターが壕の調査を行っております。その結果、御遺骨は未発見という状況でした。

そういった3年度の経過を踏まえて、沖縄県と壕の管理者につきましては、未開口の壕の部分も含めて遺骨収集は概了しているとの認識でございました。ただ、令和4年の10月になってからですが、民間団体のほうで未開口部分の壕の調査を行ったところ、大腿骨を含む遺骨が発見されました。そういったこともございました結果、本年1月に沖縄県から厚生労働省に対して調査と収容を求める要請がございました。これを受けて、3月に国のほうで現地調査を行ったところでございます。

この3月の調査のときなのでございますけれども、沖縄県、壕の管理者から壕内の状況について聞き取りを行いました。あわせて、直接司令部壕に赴きまして、壕内の状況確認を行っております。具体的には、今後遺骨収集を行うに当たって安全かどうかの確認が必要になってきます。天井の落盤の可能性はあるか、通気口があるか、あとは土砂が塞がっている場所、掘削が必要な場所があるかどうかといったところを確認してきました。

確認をした結果、未開口部分の壕内に6割程度の高さの土砂が堆積されている場所がございました。そうしますと、遺骨収集には大規模な作業が必要になってきます。重機を使うことも考えられるのではないのかと思われまして、そういった事情から、沖縄県で収集を実施することが困難であると判断して、国が行うことを考えたところでございます。

直近の状況でございますけれども、本年の6月に現地の業者を通じて土砂の計測、または天井の崩落部分の状況確認等を行っております。現在、2回ほど調査を行っており、あと1回ぐらい追加調査などを行う予定ではあるのですが、その調査結果にもよりますが、遺骨収集を実施する場合、その時期は、壕の管理者の希望によりまして、来年の年明け頃の実施を考えております。

それから、2つ目の伊江村の埋没壕につきまして、少し説明をしたいと思っております。沖縄県の伊江村には未発掘の壕があると過去に証言があつて、調査を行つてはいたのですが、今まで場所が判明しておらず、遺骨収集の実施には至っておりませんでした。

令和4年9月になってから、伊江村のほうで調査を行いました。そのきっかけとなるのが、伊江村で106人の日本兵が戦死していることが米国国立公文書館の資料で明らかとなりましたので、それをきっかけに伊江村のほうで調査を行った次第です。

この調査の中で、壕の「壕口」と「通気口」があつたとされる地点の特定につながる住民の証言が得られまして、それに基づいて場所の絞り込みを伊江村のほうで行いました結果、対象壕がある一帯をおおむね推定できたということで、今年の1月になってからですが、沖縄県を通じまして、伊江村の調査結果とともに厚生労働省に調査と収容を求める要請がございました。これを受けて、3月に現地調査を行ったということでございます。

3月の調査においては、沖縄県と伊江村からその壕があつたとされる地点の状況についてまず聞き取りをしまして、その後、直接付近の場所に赴いて、壕口の存在を確認いたしました。そのときの調査においては壕口については確認することができなかつたのですが、もともとこの地域にはかつて遺骨収集を行った壕がたくさんございまして、証言のあつた地点に壕口が埋没されている可能性は十分あるのではないかと考えてまいりました。そういったことで、令和5年度においては収容を行う前にまず壕口を探索するための試掘調査といったものを行つていこうと考えてございます。時期については10月以降ぐらいの実施を目指して、現在、沖縄県と伊江村と調整を行っているところでございます。

沖縄の実施状況については以上となります。

続いて、9ページ以降、個別のほかの地域の取組について説明をしたいと思っております。派遣を予定している地域に関して中心に説明いたしますので、説明済みのところについては省略させていただきたいと思っております。

まず、9ページの旧ソ連地域。まず、ロシアについては、先ほど申し上げましたが、渡航中止勧告が発出されている関係がございまして、よって、派遣は見合わせております。

続いて、カザフスタンにおいてなのですが、7月25日から8月9日にかけて現地調査、また、9月に遺骨収集を実施することとしております。

続いて、11ページ、沖縄については省略させていただきます。

硫黄島につきまして、14回の調査を予定しておりまして、常駐の派遣を別に9回予定しているため、合計23回実施する予定としております。遺骨収集は例年同様に4回行うとい

うことを考えてございます。1回目の収集については昨日の7月18日から開始していて、本日の午前中に派遣団が入間基地から硫黄島に向けて出発しております。

続いて、12ページでございます。マリアナ諸島において、5月にテニアン島の現地調査を1回実施しております。7月以降については、ここに記載のとおり7回の現地調査と1回の遺骨収集を行う予定でございます。7月15日からグアムの現地調査を行っているということですが。

続いて、13ページの一番上、ギルバート諸島です。タラワ環礁の関係の米国にて保管している遺骨がございます。5月から6月にかけて、検体採取のため、ハワイに職員を派遣してDNA鑑定用の406検体を送還しております。今後、8月にマキン島の現地調査を予定しております。その下のパラオ諸島も、5月から6月にかけてペリリュー、アンガウルでの現地調査を行っております。7月の現地調査は17日から開始しております。今後、9月または翌年の2月に現地調査を行う予定でございます。また、11月に遺骨収集を行う予定としております。

トラック諸島については、令和5年10月に2隻の沈没艦船、清澄丸と神国丸の遺骨収集を実施する予定としております。

また、年明けになりますが、ウォーレイアイ（メレヨン）環礁で現地調査と遺骨収集の実施を予定しております。

14ページ、令和5年6月30日から7月14日までの間に現地調査・遺骨収集を実施しております。DNA鑑定用の3柱相当の検体（遺骨）を送還しております。また、令和5年9月以降ですけれども、現地調査を計5回実施予定でございます。

ビスマーク・ソロモン諸島については、令和5年6月にガダルカナル島での現地調査を行っております。今後、2回の現地調査を実施する予定でございます。現地調査・遺骨収集については計2回実施予定でございます。初回の派遣は7月28日から8月10日にかけて実施する予定としております。

インドについては、本年5月にマニプール州で暴動が発生したところでございます。今後、現地情勢を注視しつつ、派遣を行いたいと考えてございます。今後の予定は、右側に書いてあるとおり行っていく予定でございます。

17ページ、インドネシアにつきまして、今年の3月ですが、協定署名後におきまして初めての現地調査・遺骨収集を実施しております。実施場所についてはパプア州のスピオリ島でございまして、協定に基づいてインドネシア側から職員または専門家の方が同行しております。この派遣においては、スピオリ本島の離島にある遺骨について、日本とインドネシアの形質の専門家が御遺骨を確認いたしました。その結果、日本人の蓋然性が高いと判定されなかったことから、収容は行っておりません。今後の収容の予定については、右側に書いてございますとおり、活動計画に基づいて実施していくということを考えてございます。

フィリピンにおいても、令和5年6月に現地に職員を派遣しております。フィリピン政

府と協議を行って、今年度の事業計画案を説明してきております。今後もフィリピン政府と協議を進めて派遣の実施について目指していくという段階でございます。

続いて、19ページになります。19ページの一番上に記載のノモンハンについては、現地調査を令和5年7月に実施する予定としております。中段に記載のマーシャル諸島においては、右側の今後の予定に記載している時期に現地調査と収容を行うことで調整を進めております。一番下に記載のバングラデシュにつきましては、今年の8月末に現地調査を実施する予定でいて、その後、遺骨収集を行っていくことを考えてございます。

私からの説明は以上です。

○渡邊事業課課長補佐 続きます、同じ資料1の最終ページでございますが、29ページの戦没者の遺留品調査・返還業務につきましては、渡邊から説明させていただきます。

戦没者の遺留品につきましては、御覧のとおりフローに沿いまして調査を行って、御遺族等へ返還する取組を行っております。

まず、遺留品保有者から「遺族へ返還したい」との連絡があった場合は、遺留品の現物ではなくてその写真のみを送っていただきます。そして、遺留品に記載された氏名等の手がかりを基に、厚労省は当局が保管する資料等から元の所有者を特定いたします。その後、都道府県や市区町村の協力の下、特定した元の所有者の御遺族の現在の所在、また、御遺族の遺留品の受け取りをするかしないかといった意思の確認等を行いまして、最終的に遺留品保有者から厚労省に物を送付していただいた上で御遺族へ返還するという流れでございます。

一方、本事業につきましては、近年、海外のボランティア団体からの依頼件数が増加しております。具体的に申し上げますと、戦時中にアメリカ兵が戦利品として母国に持ち帰った日章旗といった遺留品につきましては、米国のボランティア団体が窓口となって寄せられたものなどがございます。

御遺族の所在調査等に現在も相当の時間を要していることから、戦友や遺族等に関係する幅広いネットワークを活用して地域に密着した調査を行えますよう、平成30年度から調査業務の一部を遺族関係団体へ委託しまして、この調査・返還業務の迅速化を図っているところでございます。

資料の下に記載しました「直近の実績」において、令和4年度の実績につきましては、新規の受付件数が令和2年度・3年度に比しまして減少しており、ちょうど元年度相当の水準となっております。これにつきましては、委託事業での受付分が減少したことによりです。今年度以降の推移を読むことは難しいのですが、令和4年度につきましては、海外からの遺留品の調査依頼が少し落ち着いたのではないかと考えられます。

2段目の遺族への返還につきましては、調査の手を尽くした上での結果でございますが、受付件数に比例しまして、返還数についても前年度より下回っております。

3段目の元の所有者が特定できなかった、また、遺族受領辞退等の件数につきましても同様に、前年度と比べて減少しておりますが、こちらも委託事業における元の所有者が特

定できなかった件数が減っているためでございます。元の所有者を調査した結果、特定不可という結論にまで至らないケース、言い換えれば、調査継続中の案件が増えたことが要因なのではないかと思っております。

なぜ調査が計画どおりに進まなかったのか、調査に当たってどのような困難があったのかといったことにつきましては、今後、受託団体へのヒアリングで確認することといたしますが、受託団体が調査を進めていくに当たりまして、遺留品の持ち主や御遺族の所在について各自治体に照会する際、それぞれの自治体の個人情報の取扱いによりまして情報が開示されないケースが少なからずあり、こうした事情により、調査が計画どおりに進まないこともあるということも伺っております。

こうした状況を鑑みまして、今後は受託団体において調査困難なケースにつきましては、国へ再調査の依頼をしていただき、国が継続して調査を進めるということを検討しているところでございます。その結果、御遺族へ返還できるケースが増えることも想定されます。

今後とも、委託先の遺族関係団体や各自治体の協力を得ながら業務を進め、なるべく多くの遺留品を御遺族の元へお返ししたいと考えております。

このページの説明は以上でございます。

続きまして、先ほど冒頭の局長の御挨拶で触れましたが、先月9日に国会で可決されて成立しました遺骨収集推進法の一部改正について御説明させていただきます。お手元の参考資料1「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の一部を改正する法律 概要」のページを御覧ください。

この法律は遺骨収集事業を進める上での実施根拠となるものでございます。まず、法律の概要ですが、戦後長期間が経過し、関係遺族の高齢化が進む状況を踏まえまして、施策を計画的に、また、確実にを行うことを目的として、平成28年度に議員立法により制定されました。この法律は遺骨収集を国の責務として明確に位置づけ、その上で遺骨に関する情報収集を進めること、遺骨収集を計画的・効果的に実施すること、そして遺骨の鑑定に関する体制をしっかりと整備すること、これらについて規定するとともに、令和6年度までの9年間を事業の集中実施期間とし、その間で計画的に施策を進めるために必要な措置を講じていくということを定めております。

当初、集中実施期間におきましては、保有する遺骨情報に基づきまして、令和4年度までに現地調査を行って遺骨の有無を確認して、その結果を踏まえて令和6年度までに遺骨収集を実施することとしておりました。この方針に基づきまして、平成28年度から事業をスタートし、おおむね計画どおりに進めてきたのですが、令和元年度の第4四半期以降、コロナの影響で海外における事業はほぼ実施できず、ようやく昨年度から徐々に海外でも派遣を再開し始めましたが、当初の令和4年度までに全ての情報について現地調査を行うといった計画の実施は非常に困難な状況のまま現在に至ったということでございます。

そのような状況を踏まえ、昨年の後半から集中実施期間の延長について国会により議論が進みまして、このたびの法改正となったものでございます。法改正の内容につきまして

は、コロナの影響等によって事業が実施できなかつた状況を踏まえ、集中実施期間を5年間延長し、その終期を令和11年度とすることに絞られております。

延長期間の根拠としましては、現在保有している遺骨情報の処理に3年、その過程で新たに取得することが見込まれる新しい情報の処理に1年、コロナの影響等によって調査に遅延があった場合に備えて1年、以上合計5年間延長するというものでございます。

また、一番下に書きましたが、改正後の集中実施期間における施策の進捗を踏まえまして、その終期を見直すことができるといった趣旨について、法律の付則として規定されたところでございます。

続きまして、参考資料2「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」見直し案について説明させていただきます。

今回の法改正を受けまして、平成28年5月に政府として決めましたこの基本的な計画の改正に向けて、現在、可能な限り早期に閣議決定されますよう、省内・省外での調整を進めているところでございます。

この基本的な計画は、集中実施期間における施策についての基本的な方針や実施すべき具体的な施策などについて定めたものでございます。今般の改正に当たりましては、この延長を機械的に反映するにとどまらず、平成28年の法律の施行以来の事業の成果や令和2年度に取りまとめました抜本的見直しの内容を踏まえまして、事業化を加速化させるための取組を新たな計画にしっかりと反映させることで、延長後の集中実施期間における事業を着実に推進してまいりたいと考えております。

具体的に申し上げますと、まず1番「戦没者の遺骨収集の推進に関する施策についての基本的な方針」におきまして、厚生労働省が国の責務として戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を実施するに当たりまして、組織的なガバナンス体制をしっかりと構築した上で進めていくということを表すとともに、集中実施期間において現地調査等を実施すべき埋葬地点数約3,300か所及び新たに取得が見込まれる情報につきまして、きちんと明確化した上で、令和11年度までに一柱でも多くの御遺骨を本邦に送還するということを明記させていただきました。

また、2番の「戦没者の遺骨収集の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策」の3つ目のポツの「関係国の政府等との協議等」におきましては、遺骨収集事業の対象である関係国との連携強化を深めていくこと、特にアメリカDPAAとは、平成31年4月に締結しました協力覚書を踏まえまして、日米両機関の一層の連携を進めていくことを表しました。

4ポツ目の「戦没者の遺骨収集の実施」では、抜本的見直しで示しました新たな遺骨の収集と鑑定のプロセスについて表すとともに、遺骨収集の実施体制を強化するために職員等の質向上を図る観点から、骨の形質鑑定、DNA鑑定などの職員研修を強化すること、民間団体の方々が安心して遺骨収集に参加できる環境整備として、安全配慮や健康管理の取組、例えば団体旅行保険によって派遣期間中の事故等に対して保障することや、各種予防接種

の費用を負担するというを行うこと、また、令和2年8月に公表しました沈没艦船の遺骨収集の取組、具体的には遺骨の尊厳が損なわれている場合に、技術面等の検討を行った上で、可能な場合に収集を実施するというを明記いたしました。

最後の5つ目のポツなのですけれども、「戦没者の遺骨の鑑定及び遺族への引渡し並びに遺留品の調査・返還」としまして、戦没者遺骨鑑定センターにおいて遺骨の所属集団判定や身元特定、また、新たな鑑定技術の研究などを一元的に進行管理する鑑定体制の整備を行うことによって、遺骨の鑑定の迅速化と高度化を進めまして、我が国の戦没者の遺骨であることの確認、遺族への遺骨の引渡しを着実にを行うということを明記しました。

また、令和3年10月から開始しました、遺留品等の手がかり情報がない遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の推進、同位体分析の遺骨鑑定の活用の推進や新しい鑑定技術の研究促進、さらに遺留品の調査・返還につきましても、各自治体や各関係団体との協力の下進めていくということを明記させていただきました。

なお、基本計画の別紙に各地域の具体的な取組方針について整理しておりますが、ロシアにおける遺骨収集の実施に当たりましては、外務省と連携しながら、昨今の国際情勢を踏まえて適切に対応するとし、現状、早期の事業再開が困難なロシアについて、事業実施に関する留保を表しました。

資料についての説明は以上でございます。

冒頭に申し上げましたが、本基本計画は、閣議決定に向けて最終的な調整を進めているところです。正式に決定となった際には、その旨を構成員の皆様にメールなどでお知らせさせていただきますので、どうぞ御承知おきください。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○中村課長補佐 会議の途中で恐れ入ります。事務局の中村です。

先ほど泉大臣官房審議官が到着しましたので、泉審議官から一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

○泉大臣官房審議官 本日は遅刻して参りまして、大変失礼いたしました。7月4日付で大臣官房審議官を拝命いたしました、泉でございます。

本日本におかれましては、御多忙のところ、御参集いただきまして本当にありがとうございます。本日は御忌憚のない意見を頂戴できればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○中村課長補佐 ありがとうございます。

それでは、犬伏座長、引き続き進行をお願いいたします。

○犬伏座長 ただいま、資料に基づきまして、議題1について御説明をいただきました。これまでの事務局からの説明に対して御質問や御意見があれば、お願いいたします。いかがでしょうか。

黒沢構成員、お願いします。

○黒沢構成員 御説明どうもありがとうございました。

御説明いただいた各地域取組状況のインドのところですが、インドで鑑定調査しないと駄目ということになっているわけですから、その調査の能力についてももう少し御説明いただけますか。この記述ではよく分からないのです。

それからもう一点は遺品の取扱いなのですが、これはこれで分かったのですが、以前にも話題になりましたが、引き受け手がないような遺品についてはどうするのかという問題です。それらを簡単に処分してしまうのは、戦争の記憶の継承という点でもよくないと思います。御遺族が引き取られない場合もあると思うのですけれども、やはり戦争を伝える記憶の遺品としては、厚労省関係で言えば昭和館やしょうけい館などがあると思いますし、総務省関係では新宿の平和祈念展示資料館などがあります。ほかにも自治体等で博物館などの施設があると思うのですけれども、そういうところに引き取っていただくということも過去にはあったのだらうと思うのですが、戦争の記憶を後世に伝えていくために、それらの遺品を有効に取り扱うといったことが重要であり、必要になってくると思いますので、そうしたことについての取組についてどう考えられているかということをお聞かせいただきたいと思います。

○犬伏座長 最初のインドというのは5ページ目の説明に関わりますか。14ページのほうですかね。

○堀内事業推進室室長補佐 インドの記載なのですけれども、14ページにこれまでの現状と今後の取組の内容を書いてございます。補足の上、説明をさせていただきますと、インドにおいては現地住民から得た情報や海外資料調査で得た情報について現地調査を行っています。遺骨が見つければ遺骨収集を行うとの流れで、これまでに問題無く収容を実施できております。

ただ、コロナの関係がありましたので、令和2年度と3年度は派遣が行えなかったのですけれども、この資料で書いてございますとおり、令和4年になってから現地調査を行っています。主にマニプール州とナガランド州の2つの地域における現地調査を行いまして、御遺骨が見つかりましたので、抜本的見直し後の手順に基づいて、まずは日本の鑑定人、また、相手国の遺骨鑑定人が形質の鑑定を行いました。その結果と併せて、現地住民などの証言や遺留品の状況も踏まえて日本人の御遺骨である蓋然性が高いということが判断されたことから、まずはDNA鑑定の検体を持ち帰るという手順に基づき、7柱相当の検体を送還したという状況でございます。

持ち帰った御遺骨については、DNA鑑定を行っている状況でございます。

また、今年度においては、現地調査で御遺骨の情報のあると思われる場所を調査して、御遺骨があるかどうか確認することとしており、下半期に派遣を予定しているところでございます。

○黒沢構成員 どうもありがとうございました。

すみません、私が勘違いしてしまっていて、お聞きしたかったのは実は17ページに、インドではなくてインドネシアの科学的な鑑定を行うことが可能かどうかということが書かれて

おりましたので、この点についてお聞きしたかったということです。長々と説明していただいたのにすみません。

○堀内事業推進室室長補佐 インドネシアにおきましては、インドネシアの国内法、文化財保護法の関係がございまして、戦没者遺骨についても50年を経過したものについては文化財に当たるということで、インドネシア国外への持ち出しができない状況になってございます。そういった事情がございまして、検体を日本に持ち帰ることができませんので、DNA鑑定についてはインドネシア側の機関で実施していただくということを付記した協定をインドネシア側と取り交わしております。

現在、インドネシア側においてどのような方法でDNA鑑定を行っていただくか、また、DNA鑑定を行っていただくに対して対価をお支払いしないといけませんので、その合意書を取り交わす必要があるのですが、それらの調整を昨年度から継続的に行っていて、今年も引き続き協議を進めていくということで考えてございます。

以上です。

○黒沢構成員 ありがとうございます。

関連ですけれども、そうすると、インドネシア側には遺骨を鑑定する能力はあるということですか。

○堀内事業推進室室長補佐 インドネシア側においてDNA鑑定を行う機関がございまして、昔はエイクマン研究所という組織でしたが、組織改編がありまして、現在は、BRIN（国家イノベーション研究庁）という名称の組織に変わっております。インドネシアの鑑定機関では、身元特定のDNA鑑定でしたり、古代遺骨の鑑定などを行ったことがあると聞いてございます。

実際にどういう方法でDNA鑑定を実施していただけるかどうかについては、まさに今、先方と協議して決めていくということで考えてございます。

○黒沢構成員 ありがとうございます。

もう一点ですけれども、そうすると、もし仮にDNA鑑定していただけたとしても、インドネシア側からしたら文化財であることには変わらないわけですね。そうすると、この御遺骨はどちらにしても日本には持ち帰れないということですか。

○堀内事業推進室室長補佐 DNAの鑑定を行った結果、日本人の蓋然性が高いとわかった御遺骨については、火葬した上で日本に持ち帰らせていただけるということを明記した協定をインドネシア側と取り交わしてございます。

○黒沢構成員 ありがとうございます。

○渡邊事業課課長補佐 続きまして、先ほど御質問がありました遺留品についてお答えいたします。遺族への引渡しができない遺留品の取扱いにつきましては、昭和館などのこれまでに引き取っていただいた実績のある博物館も含めて、さらに多くの施設で引き取っていただくことが可能かどうか、今現在模索しており、そういった遺留品につきましては、当分の間、厚労省で保管することとしております。

公立の施設につきましては、過去に東京都を介しまして、東京都の戦没者墓園にて引き取っていただけないか確認したのですが、そもそも東京都に関係のある方の遺留品のみを展示しており、また、スペースの面からもなかなか引取りが困難であると返されました。

今後は、黒沢構成員からアドバイスがありましたが、各都道府県等が運営する歴史博物館で遺留品を展示するための引取り希望の有無を情報収集するという取組を進めていきたいと考えております。

○犬伏座長 それでは、浜井構成員、お願いします。

○浜井構成員 浜井です。御説明ありがとうございました。

資料1と参考資料にそれぞれ質問がございますので、まずは資料1のほうでお伺いしたいと思います。資料1に関しては、御説明の中にあつた14ページの真ん中のビスマーク・ソロモン諸島のところでございます。こちらは特に触れられてはいなかったのですが、記載があるということでお伺いしたいのですけれども、最初のポツでガダルカナル島で現地保管中の遺骨(約280柱)ありということで、こちらは収容地点によっては連合軍側戦没者の可能性があるため、日米共同鑑定が必要と書かれておまして、その後、この点に関して現在どういう措置を取っているかということの記載がないので、その説明をいただきたいということです。

特に280柱というのは去年とかではなく、もう少し前から収容されたものがそのまま現地に保管されているのではないかなと思うのですが、これはいつからこういった状況が続いているのか、収容された遺骨が現地に置かれたままになって共同鑑定が必要だということとそのままになっているのか、あるいは具体的にアメリカとの協議が進んでいて、これについても対応の見通しがもうついているのかということも含めて御説明をいただきたいということです。よろしくお願いします。

○犬伏座長 それでは、事務局から御説明いただけますでしょうか。

○堀内事業推進室室長補佐 ガダルカナル島の保管している御遺骨にかかる日米の共同鑑定の状況について、米国側とは、(共同鑑定が必要であるか米国側の意向を確認したうえで、)共同鑑定が必要な場合には米国から連絡をいただいて共同で鑑定をするという仕組みになっておまして、そのため、年度初めに日本側からビスマーク諸島における遺骨収集の年間計画を米国側に提示しております。今年度においては、年度初めに米国側にそういった年間計画を提出しているという状況です。

現在のところ、日米の共同鑑定を行う予定はございません。日本側の計画に基づいて今年の6月にガダルカナル島で現地調査を行ったところであり、そのときに現地で保管中の御遺骨についての形質鑑定を続けているところです。

今後、今年度は12月と6年1月に現地調査と、あとは収容の計画をしておりますので、日本側で形質鑑定が終わったものについては、(米国側で鑑定が必要な遺骨を除き)検体を随時日本に送還していくということで考えてございます。

以上です。

○犬伏座長 よろしいでしょうか。

では、続けてどうぞ。

○浜井構成員 今、お答えいただいたのでは詳細が具体的にはよく分からなかったのですが、この280柱というのがいつからこの現地に保管されているのかというのが一つです。つまり、280柱というのは量としてはかなり多いのですよ。そういったものがある種現地で収容されたのに宙ぶらりんになった状態で保管されており、計画書は出しているが、どうなっているか分からないという、共同鑑定というのが必要とは言っておきながら、それについて具体的に何か進んでいるわけではないというお答えであったと思うのですが、それではこの280柱に対する措置としてはあまりにも消極的過ぎるのではないかなと感じました。

その点、具体的に形質鑑定とか、そういうことではなくて、今、ここの御説明にあるのは、もしかするとその中に連合国、アメリカ側の御遺骨が含まれているかもしれないということで現地に保管中であるということですので、この事態を動かすためには、アメリカとの協議で早く共同鑑定を進めなければいけないと思うわけなのですが、その点はいかがなのでしょうか。

○堀内事業推進室室長補佐 この280柱相当の現地保管中の御遺骨については、コロナ禍において現地で見つけた遺骨を保管していたものでございまして、コロナ前のものもあります。これらの遺骨については日本側が派遣をするときに米国側にも声かけをしておりますので、（米国側で鑑定が必要な遺骨については、）日本側の派遣と同じタイミングで米国側にも鑑定を行っていただき、早期に検体を送還できるよう進めていきたいと考えております。

○浜井構成員 ありがとうございます。

今、コロナ前からという言葉もございました。であるならば、もう結構時間がたっていますね。一柱でも多くということをやっているにもかかわらず、そういった対応が本当にできているのかなというところがちょっと疑問に思うところでございます。すぐにでもアメリカ側と協議を開始し、280柱の御遺骨はもちろんもしかしたら全てが日本人の戦没者ではないかもしれませんが、早期に日本に送還できるように対応していただきたいというのが要望でございます。これが資料1に関する質問でございます。その点はよろしくお願ひします。

2点目、参考資料についてですが、今、御説明がありましたとおり、推進法が5年間延長されたということで、基本計画に関しても見直しがなされているということでございます。

その中で、参考資料2におきまして、1の2つ目のポツに集中実施期間ということがあって、ある種の目標が書かれているところでございます。これは令和4年3月末時点ということでありますが、令和11年度までに3,300か所の情報プラスアルファの情報に関する現地調査を実施し、その期間中に一柱でも多くの遺骨を実施することを明記ということでございました。

この点に関して2つほど質問があるのですけれども、1つ目は、こちらの3,300か所という数字であります。これも計画の中に明記されることになるのだらうと思うのですが、ちょっと多い数字なのかなという感触を受けます。今のお話ですと、割と余裕を持ってプラスアルファも含めて現地調査が可能であるという御説明でございましたが、こちらの3,300か所プラスアルファという数字は、特にさらなる5年間に今まで以上に力を入れて現地調査をしなくても十分にできる数字なのかどうかということをまず確認させていただきたいと思ひます。

○犬伏座長 この点はいかがでしょうか。今後、5年延長するというひことで、実施対象になる3,300というひのは若干多いひのではないか。それについての具体的な計画等がございましたら、御説明いただきたいと思ひます。

○浅見事業課長 私から御説明いたしますが、3,300か所なのですけれども、これは現時点において新型コロナウイルスの影響でまだ現地調査ができていない情報の実数に近い数を表示しているものでございます。この数字につきましては2つ種類がありまして、一つは海外の国立公文書館から収集してきた情報。こちらは平成28年と29年の2か年で集中的に調査をしてまいったものなのですけれども、その情報が1,700か所。

それからもう一つ、現地調査によって現地住民から得られたものや戦友等の方々から得られた情報が1,550ぐらいあるわけです。

これを2つ合わせて3,300か所ということでございますけれども、特に海外の公文書館で収集してきた情報というひのは、終戦直後のアメリカ軍やオーストラリア軍などといった軍隊のほうで整理・記録された情報というひのものですので、その頃の情報と今とではだいぶ現地の状況が変わっている場合もありますし、また、既に厚労省で調査して遺骨収集が終わってしまっている情報もあるかもしれませひ。そういったものも含めた3,300か所ということなので、中には重複しているものもあるかもしれませひし、そこはこれから十分に精査していかなければいけない情報であるということひです。これらについて、厚労省では十分調査できると見込んでおりまして、一派遣当たりおよそ20か所ぐらいを平均としてやっっていくという前提がもちろんあるのですけれども、これまでの派遣回数等を踏まえれば、今後、新型コロナ等の影響が特別なく、計画どおりに調査・収集活動ができるという前提におきましては、3,300か所は5年の延長期間の中で十分できる数字ではないかと考えているところでございます。

○浜井構成員 ありがとうございます。

延長前の計画においても、令和4年度までに調査をある程度終えて、6年度までに収集するという段取りで考えていて、今の御説明にも令和9年度ぐらいまでに調査は終えて、11年度までに収容するという段取りということだと理解しております。

したがって、先ほどガダルカナルの話もありましたけれども、調査ももちろん大事ですが、最終的に御遺骨が国内に送還されるというところが非常に御遺族が心待ちにしておるところでありますので、調査ももちろんでありますけれども、遺骨収集ということもしつ

かりと実施し、この5年が延長したということによって、また5年も延長して御遺族が待つ期間が長くなるのだということに関しての不安や懸念ができるだけ生じないように、御遺族ももちろんですが、国民に対して丁寧に説明をしていくということが必要だと思います。こちらが参考資料に関する1つ目の質問です。

もう一つ、よろしければ質問させていただきたいのですが、今回、5年間延長されたということで、ちょっと気になるのが、指定法人の推進協会についてです。こちらの雇用契約や形態というのはあまり熟知していませんが、5年間さらに延長されるということで、今いる職員の方、特に経験を積んだ職員の方々も、また延長後の集中実施期間というのはこれまでと同様に雇用されていくという形が取られるのかどうかということを確認させていただきたいと思います。

○浅見事業課長 現状、推進協会には35名ほどの職員がおりますけれども、集中実施期間が延長されたということで、当然その雇用についても継続させていただきたいと思っております。

それから、先ほど令和11年度までの集中実施期間に3,300か所の情報を確認していくと申し上げたところですけれども、当省の考え方としては、まずはこの期間内に現地調査によって3,300か所を確認した上で、一柱でも多くの御遺骨を収集していくというものでありまして、その旨を基本的な計画にも明記させていただきたいと考えているところです。

簡単に申し上げますと、5年の延長期間の中で現地調査は確実に実施していくということでございます。

○浜井構成員 ちょっと確認をさせてください。現地調査はということは、遺骨収集の収集団の派遣というのがその分減るといったことがあるということですか。

○浅見事業課長 それはないです。

○浜井構成員 ないですか。

現地調査は3,300か所プラスアルファを確認していくという作業をしつつ、これまでどおり遺骨収集も進めていくということですか。

○浅見事業課長 そのとおりです。

○犬伏座長 よろしいでしょうか。

令和6年までということがあったのがまた5年延長するということで、体制を継続するということになるのか、若干再検討されるのかということもあるかと思いますが、この点、今のところ竹之下オブザーバーから何か御意見というか、こういうことになるだろうといったことはありますか。

○竹之下オブザーバー 戦没者遺骨収集推進協会の竹之下でございます。

3,300か所というのは非常に大きな数字で、しかし、その計画に沿って5年延ばしたのだからこれをやれという厚生労働省の指示であれば、我々はそれに沿ったやり方をしなければいけないとは思っております。

それから、この1か所というのも、覗いてみてあったという、行けば分かるというので

あれば、行くたびに20か所ぐらいの調査というのは簡単なのですが、昔の特に公文書館の資料から出てくる地域というのは、当時、GPSも何もないわけですから、この辺という記述があるわけですね。だから、その辺に行ってみて、1つの点でも半径100メートルもあつたらどこでやればいいのか分からない。そこからまた例えば溝を掘ってみてどこかが当たるか当たらないかということをやがてやるとすれば、全てがそんなところだと思いませんし、行ってみてすぐこれはどうもうその情報だったということもあるかと思いますが、ただ、東部ニューギニアのエオラクリークなどは6回行ってまだどこを掘ればいいのか分からないという大きな地域もありますので、ただ、頭から今はできませんとか、できますとは言えない。最大の努力をしたいということは申し上げたいと思います。

○犬伏座長 実際に携わっておられる方々もおりますので、できるだけ情報を正確に確認して行って、ここではないかということまで厚労省のほうで御努力いただければと思います。

そのほかはいかがですか。

では、よろしく申し上げます。

○熊谷構成員 熊谷でございます。御説明ありがとうございました。

やっとならコロナ禍の様々な制限が解除になってきて、御遺族の方々の期待も大きくなっているのだらうと思います。差し当たりは計画に基づいてぜひ成果を出していただければと思います。

私から1つお願いなのですが、参考資料2の関係で、今回、基本的な計画の見直しがあって、いずれも重要な見直しなのだろうと思っています。その中の2つ目、「戦没者の遺骨収集の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策」の中の4ポツ目の「戦没者の遺骨収集の実施」に3つほどいろいろと明記されたということがあって、いずれも重要だと思っています。

そのうちの2つ目、「職員等への研修の実施、遺骨収集参加者への安全配慮や健康管理の取組等、遺骨収集の実施体制の強化に関する取組」ということで、まさにこの辺りがきちんとなされることが結局は大きな成果に結びつくのだらうと思っていますので、具体的な実施体制の強化に関してどのような取組を行ったのかという辺りを次回以降の会議でも少し情報としてこちらにも開示していただけるといいかなと思っていますので、よろしく申し上げます。

私からは以上です。

○犬伏座長 重要な御指摘をありがとうございました。これは閣議決定がなされますと動いていくということになるかと思っていますので、次回、この有識者会議で御報告いただければありがたいと思います。

いかがでしょうか。

それでは、時間も押しておりますが、資料2の説明を事務局よりお願いしたいと思います。

○田畑戦没者遺骨鑑定推進室室長補佐 事務局の田畑です。資料2の説明をさせていただきます。戦没者の遺骨鑑定の取組状況についてでございます。

資料2の1ページ目を御覧いただけますでしょうか。「戦没者遺骨鑑定センター(概要)」でございます。こちらにつきましては、業務内容、体制の概要を示した資料でございます。

続きまして、2ページ目をお願いいたします。「戦没者遺骨鑑定の実施状況等について」の資料となります。まず1つ目といたしまして、戦没者遺骨の身元特定のために実施しておりますDNA鑑定でございますが、平成15年度から令和5年6月末時点までに、5,208件審議いたしましたところ、1,232件の身元が判明しております。また、令和5年5月末までに御遺族から申請を受け付けました件数は6,982件ございまして、そのうち令和3年10月から実施しております対象地域拡大に伴う申請件数は、1,680件ございました。

右側2つ目の戦没者遺骨が日本人か否かを判定しております戦没者遺骨の所属集団判定につきましては、令和2年度から令和5年6月末時点までに7,602件を審議いたしまして、「日本人遺骨」が6,171件、「判定不可」が1,323件、「日本人遺骨の可能性が低い」遺骨が108件となっております。令和4年12月から、SNP分析結果も含めて、遺留品や埋葬情報等を総合的に勘案しながら所属判定を行ってございます。

3つ目の戦没者遺骨の鑑定体制の強化といたしましては、従前の鑑定機関に加えまして、昨年9月に厚生労働省自らDNA鑑定を実施するためのDNA分析施設を設置したところでございます。遺骨の送還後直ちに鑑定に着手できるように体制の強化を図っていきたいと考えております。

続きまして、資料の3ページをお願いいたします。「令和4年度における戦没者遺骨の身元・所属集団の確認状況」でございます。

まず、1つ目でございますが、身元特定DNA鑑定会議を令和4年度は5回開催しております。919件を審議しましたところ、21件の身元が判明しております。そのうち1件につきましては、手がかり情報がない遺骨について身元が判明しております。なお、令和5年度の確認状況とはなりますが、同会議を1回開催してございまして、160件を審議しましたところ、新たに1件の身元が判明しております。

2つ目でございます。所属集団判定会議につきましては、令和4年度は4回開催しております。2,265件を審議しましたところ、「日本人遺骨」が2,059件、「判定不可」が202件、「日本人の遺骨である可能性が低い」が4件ございました。これらの結果には、SNP分析等も含めた総合的な判断を実施した事案が含まれてございまして、「日本人の遺骨である」が23件、「判定不可」が10件ございました。なお、令和5年度の状況につきましては、SNP分析結果等も含めた総合的な判断を実施した会議を6月に1回開催してございまして、審議の結果、「日本人の遺骨である」が78件、「日本人である可能性が低い遺骨」及び「判定不可」が9件ございました。当該事案につきましては後ほど御説明いたしますが、その前に、所属集団判定会議において科学的証拠等から判断できず、「判定不可」となった事案につきまして、有識者会議からの御指摘に対する対応につきまして御説明をさせていただきます。

す。

資料の4ページをお願いいたします。令和4年度第2回、前回の有識者会議において所属集団判定会議での議論を御報告いたしまして、そこで御議論、御意見をお願いしたところ、下段の記載にありますとおり様々な指摘をいただきましたが、その方向性といたしましては、相手国との返還協議を丁寧にやっていくということであると考えております。

そのため、所属集団判定会議におきまして、科学的証拠等から判断できず「判定不可」という結論に至った事案の対応といたしましては、遺骨収集事業では、相手国に対して「抜本の見直し内容や新たな収容・鑑定プロセス」を示した上で丁寧に説明し、相手国の理解を得た上で検体等を採取し科学的鑑定を実施していることから、「判定不可」となった事案につきましては、新しいプロセスに従い相手国と協議することとなります。相手国との協議は、科学的な証拠等から「日本人の遺骨ではない」と積極的に判断したものではないこと、一方で、様々な情報に基づき専門家により総合的に判断した結果、「日本人の遺骨」とは積極的に判断できないこと、これらを踏まえまして、日本の鑑定プロセスを懇切丁寧に御説明して、当該事案の取扱いは相手国との協議により決めるものと考えております。

なお、所属集団判定会議におきましては、埋葬資料や遺留品、収容時情報、DNA情報や形質鑑定の結果などを基に総合的に勘案し、科学的に判断していただく場と考えております。

続きまして、資料の5ページをお願いいたします。こちらが総合的な判定を実施した事案となります。5ページから7ページまでございますが、3ページの2ポツで御説明いたしました、令和5年度に開催しました所属集団判定会議の結果を一覧としたものでございます。北方2事案、南方8事案の計87件について、審議結果を示してございます。SNP分析の結果等も含めて総合的判定を実施し、「日本人の遺骨である」が78件、「日本人である可能性が低い遺骨」が8件、「判定不可」が1件と判定されました。

「日本人の遺骨である」とされた78件のうち1件は、再審議した事案でございます。再審議事案につきましては、7ページを御覧ください。令和4年12月にSNP分析の結果等も含めた総合的判定の結果、「判定不可」となった事案がございます。この事案につきましては、相手国協議のために検体を確認したところ、所属集団判定に資する新たな形質情報が得られたことから、その情報に基づきまして審議を行い、日本人遺骨と判定された事案でございます。

続きまして、資料の8ページをお願いいたします。DNA鑑定に関する広報につきましては、これまで政府広報や新聞広告など、様々な手段を通じまして、戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の申請を御案内してきました。令和5年度の新たな取組といたしまして、令和5年3月に戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律が成立したことを受けまして、当該特別給付金に関する御案内に、右側にお示しさせていただいておりますDNA鑑定のリーフレットを同封いたしまして、御遺族の方々へ直接御連絡する予定としております。

また、DNA鑑定の申請に関しまして、厚生労働省LINE公式アカウントを活用した情報提供

を実施しております。

続きまして、資料の9ページをお願いいたします。今後の取組でございます。鑑定体制につきましては、分析施設の設置によりまして、遺骨検体送還後に速やかに分析に着手できるように、鑑定機関とともに鑑定を実施する予定としております。

2つ目の鑑定に関する研究等につきましては、御覧のとおり、①から④について実施しております。令和5年度の取組といたしましては、まず1つ目でございますが、SNP分析を令和2年度から令和4年度まで814件分析いたしました。令和5年度につきましては、約500件を分析する予定としております。

また、身元特定のDNA鑑定の結果「判定不可」となりましたミトコンドリアDNAシーケンスにつきまして、次世代シーケンス解析により得られるデータがあれば、身元特定に資する情報として活用できないか検討する予定としております。

2つ目の形質鑑定人の養成につきましては、令和4年度、新たに2名を養成したところで、これまでに養成しました4名の形質鑑定人については、今後、遺骨収集事業に協力いただく予定としております。

3つ目のDNA鑑定の精度向上につきましては、令和5年度が研究事業最終年度でございます。標準プロトコルの作成及びスクリーニングソフトの実証実験を実施する予定としております。

4つ目の同位体分析に関する研究につきましては、令和4年度は炭素・窒素安定同位体分析の結果、放射性炭素同位体を用いた年代測定結果やコラーゲン抽出に係る分析手順を検討したところでございます。令和5年度は、日本人に関する安定同位体分析データなどを作成する予定としております。

続きまして、資料の10ページをお願いいたします。同位体分析の活用に関する委託研究についてでございます。戦没者遺骨の同位体分析は、その信頼性を担保する観点から、骨や歯に含まれる複数元素の分析が必要となります。「日本人遺骨の蓋然性」を判断するための日本人に関する同位体の確率分布を作成するため、令和4年度から標準分析法、年代測定に関する基準値の作成、日本人に関する安定同位体分析のデータの作成について研究を行っております。骨・歯コラーゲン標準分析法の作成、年代測定に関して、古墓由来の遺骨と戦没者遺骨の比較による精度検証、炭素・窒素について、日本人の安定同位体分析データの検証を実施しております。

令和5年度研究につきましては、歯アパタイト標準分析法の作成、年代測定基準値の作成、炭素・窒素安定同位体比における日本人の確率分布などを予定しており、令和6年度以降は、歯アパタイト標準分析法や硫黄、酸素、ストロンチウム安定同位体比における日本人の確率分布を作成する予定でございます。

一方、当該確率分布に日本人以外の現地の方などが含まれる可能性が否定できないため、海外の同位体分析データとの比較検証を通じまして、帰属集団判別の確率分布の精度向上を図ることを検討することとしております。

続きまして、資料の11ページをお願いいたします。前のページの②の年代測定に関する基準値の作成として、現在、沖縄古墓判定で用いている年代測定に関する基準値の精度検証を令和4年度に実施した内容となります。令和5年度は実例を増やして検証を行い、戦没者世代の遺骨と判断するための年代測定の基準の精度を向上させる予定でございます。

続きまして、資料の12ページをお願いいたします。研究事業と鑑定プロセスへの検討についてでございます。研究事業の成果を「戦没者遺骨鑑定センター」を通じて形質人類学やDNA鑑定の専門家と共有し、同位体分析の現在の鑑定プロセスへの活用について検討するスケジュールを示した資料となります。同位体分析の研究事業の成果につきましては、鑑定プロセスへの検討として研究成果の報告、所属集団判定に同位体分析を活用する具体的な方法などにつきまして、運営会議の専門家等と検討することを考えております。

13ページ以降につきましては、参考資料となっております。

私からの説明は以上でございます。

○犬伏座長 ただいまの資料2に関する説明について、御質問や御意見がございましたら、お願いいたします。

社会科学の文系の人間にはよく分からない部分もありますけれども、浅村先生、何か追加するようなこと、あるいは具体的に今動いていることについて御説明いただければと思います。

○浅村オブザーバー 前回、この会議で類似の書類が出てきていると思うのですがけれども、その時点から、身元の特定は1度ですし、あと、その他所属集団の会議もこの資料に出ている2回をやられている中で、資料のとおり前回の御報告から新たなものというのは現在は特になく状況だと思います。

この中でも厚労省に設置した独自の分析センターの件についても、前回、構成員の先生方から質問が出ていたかと思うのですがけれども、その後の進捗についても私自身もあまり把握していないのですが、今後徐々にすみ分けということを含めて話し合いをしていくのかなと思っております。

以上です。

○犬伏座長 ほぼ立ち上がって動き出したということになりますでしょうかね。

では、浜井構成員、よろしく申し上げます。

○浜井構成員 浜井です。御説明ありがとうございました。

私もいろいろ数字が出てきてなかなかきちんと理解しているかどうかというのは分からない部分もあるかもしれないのですが、もっと具体的にイメージをつかみたいということで伺いたいことが1点ございます。

参考資料の14ページに、必要なDNA抽出・分析を実施した検体数の推移ということがございまして、令和4年度に関しては519の遺骨の件数で、遺族の件数が非常に上がっているというのは、それだけ申請があったのかなと思うわけでありまして。推移を見ると数百というところで御遺骨のDNA抽出・分析ということが行われていると理解しております。センター

ができたことによってこれがもう少し増えるのかどうなのかというところはこれから数字が出てくるのだらうと思います。

この数字を踏まえた上で、22ページに地域別保管検体数というのがございます。こちらは現在鑑定中の検体も含むという数字でございますが、ここに1万2800という数字がございまして、こちらの御遺骨の検体というのがDNAの抽出といった作業に付され、この数字を崩していくという状況なのかなと理解しております。もちろん新たな遺骨収集によって検体を各地域から送還するということがございますので、これにまたさらに増えてくることがあるということだと思います。

毎年数百のDNAの抽出等が行われており、そして検体は今約1万3000件程度ある、そして今後、また検体が国内に持ち帰られてくるということで、作業としては、まず今ある検体をDNA抽出・鑑定といった作業にかけるということが行われていると想像しております。そこで、もし間違っていたら指摘をしていただきたいのですが、そうであるならば、資料1のほうに戻って恐縮ですが、今、新しい手順になって、まずは検体を持ち帰るということになっております。そして例えば令和4年度に、中部太平洋から、これはパラオだと先ほど説明ありましたが、74の検体を持ち帰ってきたということで、これらの検体の抽出、いわゆるDNA鑑定という作業にかけられるのはいつ頃くらいになるのかという点をお伺いしたい。持ち帰ってきてすぐ作業するというのは、今見たような数字からはなかなか難しいのかなと。つまり、鑑定待ちになってしまうという待機期間というのはある程度あって、そこから鑑定が始まってというイメージがあるのですが、それがどれぐらいの期間で行われていくという状況なのか、あるいは見通しとして考えていらっしゃるのかということをお伺いしたいということでございます。

○犬伏座長 それでは、御説明いただけますでしょうか。

○飯郷戦没者遺骨鑑定調整官 様々御質問いただきましたけれども、まず検体数のところでございますが、平成11年度から令和5年5月末までにDNA鑑定のために御遺骨から採取した検体は1万4036件ございます。その中から身元が特定されてお返しされた御遺骨を引いたものという形になります。

その検体1万4036件のうち、DNA鑑定に着手しているものが1万3320件となっておりますので、先生御指摘のとおり、まだDNA鑑定に着手できない検体が716検体ほどございます。こちらにつきましても、順次分析機関に依頼をかけていきたいと考えているところでございます。先生御指摘のとおり、新たに採取された検体は追加されていきますので、未着手のものを順次かけていきたいと考えているところでございます。

先ほどの分析施設の御質問もございましたけれども、昨年9月の設置後、技師の研修やトレーニングなどを実施いたしまして、戦没者遺骨を扱ったことのない技師であっても効率的にDNAを抽出できるという分析手順を確立させる作業に取り組んでいるところでございます。分析施設以外にも12の大学に御協力いただきまして、先生方に鑑定の御協力をいただいているところでございますけれども、今後も鑑定に携わっていただいている先生方

の御協力を得ながら、分析施設と併せまして、鑑定の件数の増加や迅速化に努めてまいりたいと考えております。

また、例えばSNP分析のような新たな鑑定技術の研究を推進いたしまして、その研究成果や実用化された技術を鑑定している大学の先生方と共有いたしまして、科学的鑑定体制の強化を図っていきたいと考えているところでございます。

○犬伏座長 さらに質問がありましたら、どうぞ。

○浜井構成員 御説明ありがとうございます。非常に理解ができました。

したがって、今の御説明のその数字というのは参考資料の中には出てきていないところですね。つまり、保管している検体はあるけれども、その分析というのはどんどん進んでいて、待機状態にあるのは700幾つの検体であるという御説明でありました。毎年少なくとも数百が分析にかけられているということでもありますので、持ち帰ってきたものもこれから速やかに抽出・分析にかけられていくと理解いたしました。

そこからももちろん最終的な判定に至るまではまた時間がかかるということではあると思うのですが、御説明の資料でもよく分かっていなかったということもありまして、そこら辺が今こういうふうの流れている、あるいは流れつつあるのだよということについてもお示しいただくような資料があると、つまり、きちんと促進されているといったことが分かるような資料を御提示いただければ、より理解ができるかなと思います。私だけではなく、国民に対する情報提供という観点からも大事なのではないかなと思った次第です。

以上です。

○犬伏座長 それでは、今の御指摘について何かございますでしょうか。

○飯郷戦没者遺骨鑑定調整官 約1万4000件ございます検体の一件一件につきまして、鑑定の進捗状況が異なりますので、簡単な一覧でまとめるというのは難しいとは考えますけれども、その状況が把握できるように、何かお示しできるような形を検討してまいりたいと考えます。

○犬伏座長 ようやく外に出られるようになって、そういう意味では検体の持ち帰りが増えるということもあろうかと思っておりますので、持ち帰った御遺骨について鑑定して、身元が判明するというのが一番望ましいということでございますので、何かそういったところの進捗といいますか、状況が私どもに理解できるように、また、5年の延長の成果といいますか、コロナで出ていかれなかったということも含めた延長だと思っておりますので、厚労省としては頑張っているというところを国民にも分かるようにとは思っております。

いかがでしょうか。この点について、御遺族の立場からも御意見があるかと思っておりますが、森本様、何か御意見がありましたら。

○森本オブザーバー 今、先生方からいろいろ御質問いただいて、聞いておりましたけれども、全く私が疑問に感じておりますことをご質問いただいて、厚生労働省の対応回答を聞いておりました。また、当該事業が5年間延長が決定されたということは、遺族としては大変感謝しております。我々遺族も平均年齢が82歳ということであり、あと5年間延長

されて、それまで見届けられるかどうかは別にしまして、令和6年度までだった当該事業ですが、6年度から5年間延長されて、11年度までのトータル6年間を、厚生労働省として、年度毎の事業計画というか、マスタープランをもう一度しっかり作成していただいて、ご指導願えればと思っています。

また、DNA鑑定の話も出ましたけれども、確かにこれから事業が再開されて加速していった場合に、鑑定待ちの検体・御遺骨がたまらないように、遺族は一日でも早く日本人であること、あるいは遺族の元に返るまでは相当時間がかかるとは思いますけれども、できるだけスピードアップというか、鑑定もそうですし、現地調査もできるだけスムーズに事業が行われるようお願いしたいと思います。遺族としての要望と希望です。

○犬伏座長 その点、よろしくお願ひしたいと思います。本当にこれから延長するという事は、本来ならば私どもも言うべきだったかと思うところもありましたけれども、遺族の年齢も高齢化していきますので、一刻も早くというお願ひもあるということをお踏まえていただければと思います。

それでは、この点についてはよろしいでしょうか。

黒沢構成員、どうぞ。

○黒沢構成員 鑑定の迅速化ということで、これは非常に重要なことだと思うのですが、厚労省自身が施設を作られたということは非常にいいことだと思うのですが、厚労省自身の施設をさらに拡充していくようなお考えはあるのでしょうか。簡単に拡充できるものではないというのは分かっているのですが、さらに迅速化していくためには厚労省自身の体制をさらに拡充するというのも一つ考えられるのかなと思うのですが、そういったお考えはどうかかなということ。御検討されたりする余地があるのでしょうか。

○犬伏座長 見通しと申しますか、いかがでしょうかということで、今答えられる予定と申しますか、見通しがありましたら、お答えいただければと思います。

○飯郷戦没者遺骨鑑定調整官 予算の都合もございまして、具体的な見通しはございせんけれども、鑑定の迅速化、体制の強化を図るべく、様々な形の強化を図っていきたくと考えております。

○犬伏座長 それでは、またその関連で次回、次々回辺りのこの会議で何か進んでいるところなどを御紹介いただくと、非常に私どもも励みになることもありますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それでは、資料2についてはよろしいでしょうか。

それでは、資料3の説明をお願ひいたします。今、出てきました予算の話もありますので、資料3について御説明をお願ひしたいと思います。

○渡邊事業課課長補佐 お手元の資料3「令和5年度予算について」の御説明をさせていただきます。

令和5年度予算につきましては、前回の有識者会議の場で、予算案であることを前提に

概要について御説明させていただきましたが、正式に予算はセットされておりますので、改めて内容についてお話しさせていただきます。

まず、1ページ目を御覧ください。遺骨収集に係る予算額のこれまでの推移について表しました。詳細な説明は割愛させていただきますが、御覧のとおり平成28年度の法律制定以降、事業を行うために必要な予算額を確保してきているところでございます。令和5年度予算につきましては、前年度に引き続き財務省と予算折衝を行いました。海外等での遺骨収集事業の実施、そして遺骨の鑑定の充実、硫黄島滑走路地区における調査など、当局が推進を図るべき事業について必要な予算額としまして、約33.2億円を確保することができました。対前年度の予算額と比べまして、約4400万円の増額となっております。

続いて、2ページ目と3ページ目に令和5年度予算の内訳を整理しております。5年度の予算は御覧のとおり、硫黄島の事業をはじめとして大きく6つのカテゴリーに分かれております。

硫黄島では、滑走路地区における地下壕探索のための面的調査等の経費、具体的には滑走路地区で計画的に行っておりますボーリング調査や老朽化が激しい厚労省事務所の建て替えに係る経費等を計上しております。対前年度で約1300万円を増額しました。

②の「海外等における遺骨収集事業」につきましては、現地調査、埋葬地調査は4年度予算の調査派遣班数と同等の班数を5年度も設定いたしました。御覧の地域で調査を実施することとしておりますが、ミャンマーについては現地の政情が不安定であるため、5年度中に多くの派遣を実施することは困難であると考えまして、4年度予算同様、班数を減らして計上しております。遺骨収集も同様に、御覧の地域におきまして前年度と同等の回数 of 派遣を設定するとともに、南方における遺骨返還のための協議派遣に係る経費を計上しまして、トータルで対前年度で約1800万円を増額しました。

その他、③の「法人運営経費」と3ページ目の④「海外公文書館の資料収集」につきましては、前年度と同等の額を計上しておりますが、⑤の「遺骨の鑑定」では、令和3年度10月からの遺留品等の手がかり情報のない遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を、地域を限定せずに公募により実施する取組を進めておりまして、今後も御遺族からの鑑定の申請件数が増えることを見込みまして、鑑定経費を増額しました。これによりまして、約1400万円を増額しております。

また、⑥番の「遺骨・遺留品の伝達」のうち、遺留品返還業務につきましては、先ほども御説明しましたが、一部民間団体に業務委託しておりまして、そのうちの海外活動分についてはお金の支払いが外貨払いということになりますので、昨今の円安による影響を考慮して約300万円を増額して計上しております。

4ページ目以降は、御説明しました遺骨収集事業を含む社会・援護局全体の令和5年度予算の主要事項について整理した資料を添付させていただきました。後ほど御覧いただければと思います。

簡単ではございますが、以上が資料3の御説明でございます。

○犬伏座長 それでは、資料3の説明について、御質問、御意見はございませんでしょうか。

せっかくですので、竹内構成員、何か全体にわたって、あるいはこういった予算執行等についてでも構いませんけれども、お気づきの点がありましたら。

○竹内構成員 分かりました。

今回の議題とは直接関係ないかと思えますけれども、あと、予算に関する意見というわけではございません。参考資料2にあります施策についての基本的な方針を見直すということで、実施に当たっての体制整備、ガバナンスの強化について明記するとございまして、もちろんこの事業の目標を達成するための効果的な実施とか、先ほど来話がありましたスピード感の問題の辺りを達成するためのガバナンス強化という面が強くなるかと思えますけれども、その一方で、予算の執行、特に指定法人さんのガバナンス、運営状況の内部環境、内部体制など、不明瞭な支出がないようなガバナンスを構築するという面も片方ではあるかと思えます。

そういう点で、これから毎年9月辺りで指定法人さんの指導監査が入るかと思えますけれども、その辺りの経理体制について、本事業の社会的な意義が批判されないような形で、不明瞭な支出があったりといったことは絶対にないように、これまでどおり指導監査をしっかりとやっていただきたいと思っております。特に現地の支出等、不明瞭な支出がないかどうかといった点についてはきっちりと心証を得てきていただきたいなと思っております。よろしくお願ひしたいと思えます。

○犬伏座長 ありがとうございます。

これから事業が外にも出ていく、そして予算も増加になったということ踏まえると、適正な支出、適正な処理というのは必要になってくるかと思えます。これからは例年どおりの指定法人に対する監査というものが入るかと思えますし、具体的な派遣事業も進んでいくかと思えますので、今の竹内構成員からの御指摘も踏まえて、国民の大事なお金を預かっているという立場でもあるかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

ほかはいかがでしょうか。

本日は長時間にわたって丁寧に御説明いただき、皆さんにも活発な御意見をいただきました。5年延長というのは私どもにとっても非常に身の引き締まるような思いになりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、特に御質問、御意見がないということでありまして、本日の議題は以上になります。

最後に、事務局から何か御連絡がありましたら、よろしくお願ひします。

○中村課長補佐 事務局からの御連絡ですけれども、冒頭でも申し上げましたが、本日の有識者会議の会議資料につきましては本日中に、また、議事録につきましては後日、厚生労働省のホームページに掲載いたしますので、御了知のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、次回の会議の開催時期につきましては、別途構成員の皆様、オブザーバーの皆様に御相談させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上です。

○犬伏座長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和5年度第1回「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」を終了いたします。

非常に暑い時期になっております。皆様も熱中症にお気をつけてお帰りいただければと思います。

本日はどうもありがとうございました。